

世田谷区発達支援親子グループ事業支援員（代替）

会計年度任用職員募集要領

1. 採用職種・採用予定人数

発達支援親子グループ事業支援員（代替） 1名

2. 主な職務

- （1） 発達支援親子グループ事業の普及・啓発の補助に関すること。
- （2） 発達支援親子グループ事業の補助に関すること。
- （3） その他子育て支援事業及び発達支援親子グループ事業に関し、所属長の指示する事項。

3. 応募資格

令和7年10月1日現在以下の要件を満たす者。

- （1） 保育士資格若しくは、幼稚園教諭免許を有する者又はそれと同等の資格を有すると認められる者。
- （2） 2に掲げる「主な職務」を遂行するために、保育及び発達障害児等に対する支援について相当の経験及び知識を有すると認められる者。
- （3） 対人折衝能力に長けており、健康で職務に意欲のある者。

なお、地方公務員法第16条等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者。
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

4. 勤務条件

- (1) 任用期間 令和7年10月1日～令和7年12月31日
※任期満了時の職員の欠員状況等に応じて、勤務実績を考慮した上で、同一会計年度内で任期を更新する場合があります。
- (2) 勤務日数 月16日（原則として、日曜日・祝日が休みです。）
- (3) 勤務時間 1日7時間 9時から17時まで（休憩時間は、原則12時から13時）
※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当（相当する報酬）を支給します。
- (4) 勤務場所 世田谷区立子ども・子育て総合センター
住所 世田谷区宮坂3-15-15（小田急線経堂駅徒歩7分）
- (5) 報 酬 報酬月額181,676円（地域手当相当分含む。）
通勤手当 月額55,000円を上限に実費支給します。
※常勤職員の給与改定に応じて、変更する場合があります。
- (6) 社会保険等 健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
- (7) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。
- (8) 休 暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。
- (9) 身 分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）
- (10) そ の 他 ①地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。
②勤務場所は、敷地内禁煙です。

5. 選考方法及び日程

(1) 第一次選考

方 法：書類選考（採用選考申込書、資格者証（写し）をもとに選考する）

提出書類：①採用選考申込書（兼履歴書）

②資格者証（写し）

③勤務経歴等確認票

提出先： 世田谷区 子ども・若者部 子ども家庭課

（世田谷区役所 西棟3階 304番窓口）

電話 03-5432-2569

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

申込期限：令和7年8月21日（木）午後5時【必着】

申込方法：期限までに上記提出書類を持参又は郵送により提出してください。

〈郵送による申し込みの場合〉

封筒に赤字で「採用選考申込」と明記し、送付してください。なお、郵便による送付の際の事故については、責任を負いません。

〈持参による申し込みの場合〉

土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時までに上記窓口へお越しください。

結果通知：令和7年8月28日（木）（予定）全員に発送。

※提出書類の作成に際しては、全て自筆で記入すること。また、採用選考申込書に写真漏れ、記入漏れ、事実相違があった場合は不合格とします。

※ ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。

※選考結果に関する問い合わせには、一切回答しません。

（2）第二次選考（詳細は第一次選考の合格通知の際にお知らせします）

方 法：面接選考（人物並びに職務に関連する経験及び知識についての個別面接）

日 時：令和7年9月5日（金）（予定）

結果通知：令和7年9月9日（火）（予定）全員に発送。

※選考結果に関する問い合わせには、一切回答しません。

※ 『世田谷区発達支援親子グループ事業支援員（代替）会計年度任用職員採用選考申込書（兼履歴書）』やその他の添付書類に記載の個人情報については、世田谷区個人情報保護条例および同施行規則に基づき適正に取り扱い、世田谷区発達支援親子グループ事業支援員（代替）採用選考および採用事務の目的を遂行するために使用します。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄します。

6. 問い合わせ先

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課子ども子育て支援担当

（世田谷区役所西棟3階 304番窓口）

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 03-5432-2569

FAX 03-5432-3081